

普通交付金の年度末の取扱い・一定額について

【普通交付金(2月診療分)の取扱い・一定額について】

3月初旬

- 国保連は「概算支払資金額」を市町村に請求

3月中旬以降

- 国保連は「レセプト受付額※－概算支払資金額」(「一定額」を加えた額)を市町村に請求(又は還付)

※ レセプト受付額＝審査確定前の電子媒体請求額＋紙請求額

4月初旬

- 審査確定に伴い国保連は「審査確定額－レセプト受付額」を市町村に還付(又は請求)

【過年度普通交付金の精算について】

(単位:百万円 ※各項目で四捨五入)

年度	普通交付金 確定額(ア)	3月現物還付 額 (イ)	3月現金確定 差額分 (ウ)	保険給付取 消分 (エ)	その他交付 対象外分 (オ)	精算額 (ア－イ＋ウ－エ －オ)	返還額
R2	446,372	1,462	6	171	18	444,726	1,645
R1	465,806	—	—	349	▲1	465,458	348
H30	475,220	—	—	160	▲3	475,063	157

今後のスケジュール(予定)

令和4年3月下旬

令和4年4月中旬

交付額(再)確定通知書及び納入通知書送付
県への返還金の納期限